

廿日市市  
補助金の交付など  
マイホーム取得者に  
対する財政的支援

連携



## 住宅金融支援機構

【フラット35】の借入金利から  
当初**5年間**年**0.25%**引下げ

長期優良住宅など、質の高い住宅を取得する場合に、  
【フラット35】の借入金利を引き下げる  
【フラット35】Sとの併用が可能です。

子育て世帯や地方移住者等に積極的な取組を行う廿日市市と住宅金融支援機構が連携し、廿日市市による財政的支援とセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

## ご利用いただくための要件

【フラット35】**地域連携型**をご利用いただくためには、廿日市市から、「【フラット35】**地域連携型利用対象証明書**」の交付を受ける必要があります。

対象となる補助事業（*）	廿日市市のお問い合わせ先
廿日市市佐伯地域及び吉和地域定住促進補助金	建設部住宅政策課 0829-30-9187
廿日市市空き家活用支援補助金 （自ら居住するために空き家を取得する場合に限る）	
廿日市市木造住宅耐震化事業補助金 （耐震改修工事を除く）	建設部建築指導課 0829-30-9191

（\*）「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受けるための条件については、廿日市市へご確認ください。

### ＜お客さまの手続＞

① 廿日市市へ「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付申請

② 廿日市市から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付

③ 「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」を借入申込み金融機関へ提出

借入れの契約時までには提出する必要があります。

申請書式のダウンロードはこちら



廿日市市 フラット35 地域連携型 検索

（注1）【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する全期間固定金利の住宅ローンです。借入申込みは、取扱金融機関となります。

（注2）借入申込みには、金融機関の指定する申込関係書類に加えて、「長期固定金利型住宅ローン（機構買取型）借入申込みに係る申出書（地域連携型・地方移住支援型）」を提出する必要があります。

（注3）住宅の耐久性などの【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準はフラット35サイト（[www.flat35.com](http://www.flat35.com)）でご確認ください。

（注4）廿日市市、住宅金融支援機構双方に予算金額があります。

## 【フラット35】のお問い合わせ先

住宅金融支援機構 お客さまコールセンター **0120-0860-35**（通話無料）

営業時間：9:00～17:00（祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。）

利用できない場合（国際電話など）は、次の番号へおかけください。048-615-0420（通話料金がかかります。）

（令和3年8月13日現在）

# 廿日市市佐伯地域及び吉和地域定住促進補助金

## 子育て世帯の転入・定住を応援します！

### 令和3年度事業期間（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

廿日市市外から佐伯地域又は吉和地域に定住を目的に住宅を新築、新築住宅又は中古住宅を購入し転入する子育て世帯に対し、補助金を交付しています。

（三親等内の親族からの購入を除く）

#### 【対象者】 次の全ての要件に該当する方

- 申請者またはその配偶者のいずれかが廿日市市に転入する日の前日において、引き続き3年以上廿日市市外に住民票をおいている
- 配偶者または一親等以内の親族が補助対象住宅に同居する世帯である
- 申請者またはその配偶者のいずれかが、満50歳未満
- 補助対象住宅及びその設備に関して、国、県若しくは市の制度による他の補助、補償等を受けていない
- 過去にこの補助金を受けたことがない
- 転居先の地域コミュニティ活動への参加の意思がある
- 10年以上定住の意思がある
- 世帯員全員が、市区町村民税を滞納していない
- 世帯全員が、暴力団員でない

#### 【補助金の額】 ※子育て加算あり

対象	補助率等	補助上限額	
		佐伯	吉和
住宅の新築又は新築住宅の購入	対象事業の2分の1以内	100万円	150万円
中古住宅の購入	対象事業の2分の1以内	60万円	90万円

※6歳以上18歳未満の子1人につき20万円加算  
6歳未満の子1人につき30万円加算

#### 【お問合せ先】

住宅政策課 住宅企画係

廿日市市下平良一丁目11番1号

TEL：0829-30-9187

FAX：0829-31-0999

メール：jutakuseisaku@city.hatsukaichi.lg.jp



#### 申請手続きの流れ

##### ① 事前相談

申請前に、補助金の対象となるかを相談して下さい。予算には限りがあります。先着順となりますので、必ず事前に相談をしたうえで申請して下さい。

重要！

##### ② 申請書の提出

必ず、新築の請負契約前・住宅購入の契約前に補助金交付申請書の提出が必要です。必要な書類とあわせて市に提出して下さい。

市が書類を審査します  
(1～2週間程度)

##### ③ 交付決定

市から補助金の交付決定通知書が送付されます。

##### ④ 契約・工事などに着手

決定通知書を交付されたら、契約へ進みます。

住宅の工事・購入  
⇒廿日市市へ転入

重要！

##### ⑤ 実績報告書の提出

住宅の工事・購入の完了後、令和4年3月初旬までに実績報告書と必要な書類を市に提出します。

市が書類を審査します  
(1～2週間程度)

##### ⑥ 補助金額確定

市から補助金の交付確定通知書が送付されます。

重要！

##### ⑦ 請求書の提出

確定通知書を交付されたら、令和4年3月31日までに請求書を市に提出します。

市が入金準備をします  
(1ヵ月程度)

##### ⑧ 補助金の入金

申請者の口座に補助金が振り込まれます。

# 空き家活用支援補助金

空き家の活用を応援しています！

令和3年度事業期間（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

【対象地域】 次のいずれかの地域に所在していること  
「佐伯地域」「吉和地域」「宮島地域」もしくは  
「廿日市地域・大野地域の市街化区域外」

【対象】 次のいずれかに該当する **空き家**

- 空き家バンクに登録されている物件
- 地域支援員等のマッチングにより活用が決まった物件
- 地域自治組織により、高齢者サロンなどの公益的利用されることが決まった物件（市域全域対象）

【対象者】 次のいずれかに該当する方

- 対象物件の所有者
- 対象物件を購入（賃借）する者
- 地域自治組織

【補助金の額】 ※③改修…子育て加算あり

	対象	対象経費	補助率	補助上限額
①	手続き等	5万円以上	1/2	20万円
②	家財整理	5万円以上	1/2	20万円
※ ③	改修	30万円以上	1/2	40万円 ※子育て+20万円
④	DIY	5万円以上	1/2	10万円

／☆☆1物件につき最大100万円☆☆＼

- ① 手続き等（権利関係の整理に必要な費用）  
例：相続整理、不動産登記
- ② 家財整理  
例：家財の処分、敷地内の木の伐採、除草
- ③ 改修（子育て世帯には加算有り）  
居住の用に供する部分のリフォーム
- ④ DIY（自己改修のための材料の購入費用）  
例：ペンキ、壁材、床材

## 申請手続きの流れ

### 重要！ ① 申請書の提出

必ず、補助対象事業の着手前に  
補助金交付申請書の提出が必要です。  
裏面に記載の書類とあわせて市に提出して下さい。

市が書類を審査します  
（1～2週間程度）

### ② 交付決定

市から補助金の交付決定通知書が送付されます。

### ③ 手続きや工事に着手

決定通知書を交付されたら、業者等へ依頼して下さい。

### 重要！ ④ 実績報告書の提出

補助対象事業の完了後、**令和4年3月初旬までに**  
実績報告書と必要な書類を市に提出します。

市が書類を審査します  
（1～2週間程度）

### ⑤ 補助金額確定

市から補助金の交付確定通知書が送付されます。

### 重要！ ⑥ 請求書の提出

確定通知書を交付されたら、**令和4年3月31日までに**  
請求書を市に提出します。

市が入金準備をします  
（1ヵ月程度）

### ⑦ 補助金の入金

申請者の口座に補助金が振り込まれます。

## 【お問合せ先】

住宅政策課 住宅企画係  
廿日市市下平良一丁目11番1号  
TEL：0829-30-9187 FAX：0829-31-0999  
メール：jutakuseisaku@city.hatsukaichi.lg.jp



## 空き家活用支援補助金の申請における必要書類リスト

### ① 手 続 き 等

1. 交付申請書
2. 見積書（司法書士事務所等に依頼）
3. 登記簿（法務局で取得可能）

### ② 家 財 整 理

1. 交付申請書
2. 見積書
3. 写真（家財処分前の住宅、草木等）

### ③ 改 修

1. 交付申請書
2. 見積書
3. 改修予定箇所の写真、間取り図

### ④ D I Y

1. 交付申請書
2. 見積書（ホームセンターの窓口などで取得）
3. 自己改修予定箇所の写真、間取り図、設計図など

# 地震に強い住宅を応援します！

## (木造住宅耐震診断・耐震化補助金)

### 耐震診断希望者の募集

#### ■ 診断費用

診断費用は**無料**です。ただし、業者への次の費用がかかります。

- ・ 交通費 1, 0 0 0 円程度
- ・ 建物図面作成費 5, 0 0 0 円程度（建築確認通知書をお持ちの場合は不要）

#### ■ 対象となる住宅

廿日市市にあり、次の要件のすべてに該当する住宅です。

- ・ 木造の一戸建ての住宅、長屋または併用住宅（住宅部分が延べ面積の2分の1以上）
- ・ 昭和56年5月31日以前に建築されたもの  
（ただし、昭和56年6月1日以降に増築された場合は対象とならないことがあります。）
- ・ 在来軸組構法または伝統的構造で建築されたもの
- ・ 地階を除く階数が2以下のもの



### 耐震化補助金

詳しくは、下記問い合わせへ

工事内容	耐震改修工事	現地建替え	非現地建替え	除却
補助内容	工事費の80% (上限100万円) ※居住誘導区域でない場合は上限50万円	工事費の80% (上限100万円) ※居住誘導区域に限る	工事費の23% (上限83万8千円)	工事費の23% (上限30万円)
補助対象となる費用	・ 耐震改修工事費	・ 除却工事費 ・ 新築建築工事費	・ 除却工事費	・ 除却工事費
補助対象要件	共通要件			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和56年5月31日以前に工事着手されたもの</li> <li>・ 在来軸組構法又は伝統的構法で建築されたもの</li> <li>・ 階数が2階以下のもの</li> <li>・ 建築基準法の規定に適合して建築されたもの</li> <li>・ 賃貸用に供していないもの</li> <li>・ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満で、倒壊の危険性があると判断されたもの</li> <li>・ 補助対象事業完了後、市内に居住するもの</li> </ul>			
	個別要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請時において、所有者等が5年以上継続して、居住している</li> <li>・ 道路に面するブロック塀の内、倒壊の危険性が認められるものがある場合は、補助対象事業完了までに改善されるもの</li> <li>・ 補助対象者が自ら居住するための一戸建て住宅を建替えること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居住誘導区域内に、補助対象者が居住するための一戸建て住宅を建替えること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震性を有する住宅に居住すること</li> </ul>

#### ■ お問い合わせ先

建築指導課建築指導係  
廿日市市下平良一丁目11番1号  
TEL : 0829-30-9191

